

# 共済 NEWS

公告広報

No.173

## 公 告

平成30年三職共公告第9号

### 定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成30年5月14日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 西 田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田 808
発行人	澄 野 和 男
電 話	(059) - 253 - 2701

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>（家族療養費附加金）</p> <p>第 36 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）</u>における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された<u>施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）</u>が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（家族訪問看護療養費附加金）</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から</p>	<p>（家族療養費附加金）</p> <p>第 36 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）</u>における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）</u>が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（家族訪問看護療養費附加金）</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から</p>

変 更 後	変 更 前
<p>当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合（<u>施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イ</u>からへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにおいて、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。</p>	<p>当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合（<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イ</u>からへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにおいて、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～6 （略）</p>	<p>1～6 （略）</p>
<p>7 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イ</u>からニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係るものにおいて、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された<u>施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イ</u>からニまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養費負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）未満の場合にあっては、高額療養費負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100</p>	<p>7 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イ</u>からニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係るものにおいて、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イ</u>からニまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養費負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）未満の場合にあっては、高額療養費負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者に係るものにおいて、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100</p>

変 更 後	変 更 前
<p>円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 8～14 (略)</p>	<p>円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 8～14 (略)</p>

附 則 (平成 30 年 5 月 14 日公告第 9 号)

- 1 この変更は、平成 30 年 5 月 14 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 適用日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担払戻金の支給については、なお従前の例による。